

目 次

☆トピックス

- (1) 県選出自民党国会議員への政策要望について 1
- (2) 自由民主党大分県議会議員との意見交換会を開催 2
- (3) 大分県交通安全県民大会に出席 4
- (4) 令和5年度 助成金申請手続き・各種助成制度のお知らせ 5
- (5) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果 8
- (6) インボイス制度に関する周知等について 10
- (7) 高速道路利用に係るインボイス対応（ETCクレジットカード）について 12
- (8) 支部だより 県南支部佐伯分会／県南支部臼津分会 13

☆行政だより

- (1) 「働きやすい職場認証制度」の周知及び働きかけについて（お願い） 14
- (2) 令和5年秋季全国火災予防運動の実施について 15
- (3) サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について 18

☆国税だより 19

☆大分産業機械技能教習所だより 20

☆陸災防だより 21

☆お知らせ

- (1) NASVAからのお知らせ 23
- (2) 中退共からのお知らせ 24
- (3) 大分県の最低賃金 25
- (4) 会員名簿訂正方のお願い 27
- (5) 燃料情報 27
- (6) 行事予定表 29
- (7) 帳票関係FAX注文書 30

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

県選出自民党国会議員への政策要望について

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長、山下柁規副会長、仲摩一夫副会長、村本茂副会長)は、9月2日・16日に県選出自民党国会議員5名(岩屋毅衆議院議員、衛藤征士郎衆議院議員、衛藤晟一参議院議員、古庄玄知参議院議員、白坂亜紀参議院議員)に対し、業界の課題に対する要望を行った。

要望では、最重点要望として、標準的な運賃及び燃料サーチャージの確実な収受に向けた支援、違反原因行為の疑いがある荷主に対する積極的な働きかけ、労働生産性の向上や労働環境改善に向けた取り組み及び燃料価格高騰への支援、重点要望として、道路交通網の整備促進について要望を行った。



衛藤征士郎衆議院議員へ要望書を手交



岩屋毅衆議院議員へ要望書を手交



衛藤晟一参議院議員へ要望書を手交



古庄玄知参議院議員へ要望書を手交



白坂亜紀参議院議員へ要望書を手交



業界要望を訴える仲会長

自由民主党大分県議会議員との意見交換会を開催 令和6年度国政県政予算を要望

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は、令和5年9月27日(水)、大分市内のレンブラントホテル大分において、「自由民主党大分県議会議員と協会役員等との意見交換会」を開催した。

トラック協会からは役員等24名、自由民主党大分県議会議員24名及び自由民主党大分第一選挙区支部長 衛藤博昭氏が出席した。



要望を述べる仲会長

はじめにトラック協会 仲会長から、「当協会は、県内に会員が現在534者、営業所数は614あり、約17,000名の従業員と約11,000台のトラックを有しており、会員は、県民の暮らしと経済を支えるエッセンシャルワーカーとして日夜業務を遂行している。業界を取り巻く状況は、ドライバーの労働環境改善などの原資となる「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」の収受をはじめ、物流の2024年問題への対応などで運送事業者が苦慮する中、さらに追い打ちをかける昨今の燃料価格の高騰など、物流業界の存続が危ぶまれる状況にある。また、荷主に大きく依存して

いる運送業界だけでは対応ができず、政府が策定した「物流革新に向けた政策パッケージ」では、運賃の不正な据え置きや長時間の荷待ちなど違反原因行為の疑いのある荷主や元請け事業者の情報を受け付け監視を行うトラックGメンの制度を国土交通省が7月に創設し、他にも経済産業省、厚生労働省、公正取引委員会などの行政機関が適正取引や価格転嫁を進める政策や相談窓口を設けるなど支援をいただいている」と述べ、9月の大分県議会では、当面する物流の2024年問題への支援として、1台当たり大型トラックで5万円、予算総額で3億2千581万6千円の補正予算案が提案されたことへの感謝を伝え、引き続き実施いただくよう強く要望した。

続いて、県議会議員を代表し、志村學議員会長から、「自民党県連は、大分県トラック協会など、支援団体との信頼関係で成り立っています。物流の2024年問題は、直前に迫っています。相



自由民主党大分県議会議員との意見交換会

互の信頼と努力の積み重ねが重要である。業界の要望をしっかりとくみ取りながら、一つ一つ解決したい」と述べた。

次いで、阿部長夫自民党県連商工労働対策調査会長からは、「運送業界は、エッセンシャルワーカーとして生活に欠かせぬ産業であると認識している。こうした状況下で、燃料の高騰、適正な運賃収受、物流の2024年問題への対応など、厳しい経営環境にあると認識している。自民党県連としても業界からの要望を真剣に受け止め、行政や関係機関へ働きかけを行い、しっかりと支援したい」と述べた。

次いで、トラック協会の松田望総務課長補佐から、協会の活動について説明が行われたのち、益永常務理事から要望事項6件（①「物流の2024年問題」解決に向けた支援、②燃料価格高騰への支援、③物流基盤の整備、④大規模災害対策のための防災総合センター（仮称）設置についての支援、⑤「貨物自動車運送事業安全性評価事業」取得事業所（Gマーク認定事業所）の優先的な利用促進、⑥公共工事に伴う土砂等運搬に係る適正取引の推進を要望した。

これに対して、阿部商工労働対策調査会長が要望に対する自民党県連としての取り組みについて回答があった。

また、協会理事からの要望として、坂本光広理事から、上記要望事項⑥公共工事に伴う土砂等運搬に係る適正取引の推進では、ダンプ事業者は元請けから下請けまでが多重構造にあり、末端の事業者は適正な運賃が収受できていない状況にあることを説明し、特に公共工事などにおける監視体制の強化を要望した。

さらに、薬真寺朗彦理事からは、運送事業の経営は極めて厳しい状況にあり、次世代に繋がるよう、経営環境の改善を図るための積極的な支援を強く訴え、阿部商工労働対策調査会長から、業界の状況を理解し、しっかりと取り組みたいとの回答があった。

最後に、仲浩会長から阿部英仁自民党県連会長へ要望書が手渡され、大変有意義な要望活動となった。



志村議員会長



阿部商工労働対策調査会長



阿部県連会長に要望書が渡された



出席者全員で記念撮影

大分県交通安全県民大会に出席



大分県交通安全県民大会が9月14日、大分市金池南のホルトホール大分大ホールで開催され、(公社)大分県トラック協会から会員17名が出席した。

大会は、はじめに交通事故犠牲者への黙祷を全員で捧げたのち、大分県交通安全推進協議会長の佐藤樹一郎大分県知事が表彰受賞者へ祝辞を述べたのち「県内の交通事故発生状況を見ると、8月末現在で事故で亡くなった方は17名で、過去最少だった昨年に比べて1人減少となっている。だが、依然として高齢者の関係する交通死亡事故が多数発生し、横断歩行者が犠牲になる事故が後を絶たないなど、まだまだ課題が多くある。このため、県においては“優しいマナーと思いやりの運転県おおいた”を合い言葉に横断歩道でのドライバーと歩行者双方のマナーアップに取り組んでいる。皆様にも平素の活動に加えて、職域・地域など様々な場面で横断歩道でのマナーアップの周知などのご協力をお願いしたい」とあいさつした。

次いで、大分県議会の元吉俊博議長代理で出席した木付親次副議長が「高齢化が加速する中、交通事故の当事者とならないための対策や後を絶たない飲酒運転、運転中の携帯電話の使用など課題も多く、事故の減少のためには更なる県民の交通安全意識の醸成が必要である。今大会を契機として県民の交通安全意識が更に醸成さ



出席した会員の皆さん

れ、交通事故や飲酒運転の無い社会の実現に結びつくことを切に願っている。県議会としても、交通事故の無い“安全で安心して暮らせる大分県”づくりに引き続き全力で取り組んでいく所存である」と、元吉議長の祝辞を代読した。

続いて、交通安全功労者に対する表彰式が行われ、406名、7団体、2事業者、1校の受賞者に佐藤県知事、大分県教育委員会の渡辺登教育次長、大分県警察本部の種田英明本部長、大分県交通安全協会の赤松健一郎副会長から表彰状が各代表者に贈られた。また、大分県交通安全推進協議会長感謝状贈呈の受賞者88名が紹介された。

なお、交通安全功労団体に宇佐市支部から、大分県トラック協会県北支部が表彰された。

表彰式に続いて、交通安全ステッカーの寄贈が行われ、杵里KAZUSATO交通事故ゼロを目指す会の竹山武志氏から交通安全ステッカーが大分県交通安全推進協議会の佐藤会長（県知事）に贈られた。

最後に、飲酒運転根絶功労事業者・日鉄ソリューションズ(株)大分システムセンターの藤堂秀樹氏による交通安全宣言の読み上げが行われ、全員一致で採択した。

休憩をはさみ、大分市出身の三遊亭歌奴氏による交通安全落語が演じられ、交通安全をネタにした巧みな話芸に会場は笑いに包まれた。

令和5年度 助成金申請手続き・各種助成制度のお知らせ

令和5年度 助成金申請手続きについて

☆助成金申請手続きについて

第2期助成金は

令和5年 **10月20日**が締切です。

提出漏れのないようご注意ください。

※詳しくは、大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

(公社)大分県トラック協会

No.	制 度 名	金 額	摘 要
1	運行管理者講習助成	1名あたり 3,200 円	無料講習(一般講習、2年に1回)
2	安全教育訓練促進助成	1名あたり 上限10,000 円 (受講料の2分の1)	教習受講者
3	中型・大型(牽引)免許取得助成	1名あたり 20,000 円 (中型免許・限定解除(5t・8t))	1事業者につき2名まで
		1名あたり 40,000 円 (大型・牽引免許)	
4	運転記録証明手数料助成	1名あたり 670 円	車両台数の1.5倍
5	適性診断受診料助成	1名あたり 2,400 円 (一般・C般診断)	(一 般) (公社)大分県トラック協会 自動車事故対策機構へ申込 (初任・適齢者) 自動車事故対策機構へ申込
		" 4,800 円 (初任・適齢診断)	
6	運輸安全マネジメント講習会助成	1名あたり 5,200 円	自動車事故対策機構にて講習受講者
7	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり ~2,500 円	全ト協指定検査機関 検査料の2分の1助成 車両50両未満 20名まで、50両以上 30名まで
8	血圧計導入促進助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき1台を限度
9	採用活動支援助成	上限 10,000 円	1者につき10,000円を上限
		20,000 円 (Gマーク事業者)	
10	熱中症予防対策支援助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき上限30,000円
11	健康診断等検診助成	定期健康診断・成人病検診 1名あたり 1,500円	乗務員に限る
		深夜健康診断 1名あたり 1,000円	
12	脳・心臓疾患検査助成	上限 10,000 円	乗務員に限る、1事業所につき3名を上限
13	「働きやすい職場認証制度」助成	上限 20,000 円	1事業所あたり、登録料に対する助成
		40,000 円 (Gマーク事業者)	
14	環境対策推進事業助成 (グリーン経営・ISO・ エコアクション21取得助成)	1者あたり 100,000 円 (新規)	エコアクション21・・・(新規・更新) 50,000円
		" 50,000 円 (更新)	
15	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	上限 10,000 円	車両台数の30%を限度、購入価格の4分の1
16	低公害車導入促進助成	1台あたり 50,000 円 HB・CNG車	HB・CNG車
17	再生タイヤ導入促進助成	1本あたり 2,500 円	1者上限20本
18	エコタイヤ導入促進助成	1本あたり 5,000 円	1者上限20本 ※10月1日から申請受付
19	モーダルシフト推進助成	(フェリー) 新規 (さんふらわあ 2,300円、その他 1,500円) 維持 (さんふらわあ 1,000円、その他 500円)	利用実績による。(保有台数に上限あり)
		(RORO船) 運転手+車両 5,000円、車両のみ 2,000円	
		(J R) 維持 月の利用額の20%	上限 50,000円/月
20	EMS機器導入促進助成	1台あたり 10,000 円	車両台数の30%上限
21	ドライブレコーダー機器導入促進助成	1台あたり 10,000 円	
22	アルコールチェッカー普及促進助成	2,000 円 (携帯型)	(携帯型) 車両台数の30%上限
		1事業所あたり 20,000 円 (据置型) 30,000 円 (Gマーク事業者)	(据置型) 1事業所につき1台まで
23	ETC2.0車載器購入促進助成	1台あたり 2,000 円	車両台数の30%上限 新たに購入し装着・セットアップした車両
24	安全装置等導入助成	1台あたり 10,000 円 20,000 円 (Gマーク事業者)	車両台数の30%上限(後方視野支援確認装置、 アルコールインターロック)
25	ドライバー等安全教育訓練施設助成	1名あたり 39,500 円	契約教習受講者(ドライビングアカデミーONGA)
26	支部交通事故防止活動助成	実績に応じて支給	支部対象(飲食・旅費は除く)
27	中小企業大学短期講座受講促進助成	受講料の3分の1の助成	講座受講料10万円以上のものに限る。
28	可動式突入防止装置導入促進助成	上限 60,000 円	車両台数の30%上限
29	利子補給事業	一般 0.4%	長期プライムレートに対する補給率
		環境対策 0.4%	
30	信用保証料助成	上限 300,000 円 (保証料の2分の1)	信用保証協会の保証料(セーフティーネット融資等)

※ 令和5年度の各種要綱及び申請様式はホームページに掲載しております。

ご不明な点は、(公社)大分県トラック協会事務局(TEL:097-558-6311)までお問合せ下さい。

陸災防大分県支部

1	健康診断等推進助成	1名あたり	1,500 円 (上限)	乗務員を除く事務員・荷役作業員等に限る。 (被けん引を除く車両台数まで)
2	深夜業務従事者健康診断推進助成	〃	1,000 円 (上限)	深夜業務従事者の2回目の健康診断に限る。 (被けん引を除く車両台数まで)
3	ストレスチェック促進助成	1名あたり	500 円	1会員につき50名を上限とする。

※ 令和5年度の各種要綱及び申請様式はホームページへ掲載しております。

ご不明な点は、陸災防大分県支部事務局(TEL:097-556-7866)までお問合せ下さい。

(公社)全日本トラック協会

No.	制 度 名	助 成 金 額		摘 要
1	免許取得支援助成	1名あたり	40,000 円 (準中型)	1事業者につき300,000円を限度 ドライバー個人での支払いは不可
		〃	25,000 円 (5t限定解除)	
		〃	100,000 円 (特別教習)	
2	インターンシップ導入促進助成	受入れ期間	3日間 90,000 円	1事業者につき1回 左記受入れ期間は、同一学生を対象受入れ 人数にかかわらず左記の助成額とする。
			4日間 110,000 円	
			5日間以上 130,000 円	
3	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり	500円～2,500円	全ト協指定検査機関で検査 検査料の2分の1助成
4	血圧計導入促進助成	1台あたり	購入価格の2分の1 (上限5万円)	1事業所につき1台を限度
5	「働きやすい職場認証制度」取得助成	1者あたり	30,000 円	1事業所あたり、登録料に対する助成
6	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	1台あたり	購入価格の2分の1 (上限6万円)	エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置
7	環境対応車導入促進助成 (低公害車)	1台あたり	122,000 円 ～ 459,000 円	CNG車(新車、最大積載量2t～4t) パイプフェーエル車 HB車(最大積載量2t～4t) CNG車(車両総重量25tクラス) HB車(車両総重量25tクラス)、電気自動車(車両総重量25tクラス) 申請期間:令和5年4月1日～令和6年1月31日
		〃	50,000 円	
		〃	97,000 円 ～ 335,000 円	
		〃	1,000,000 円	
8	点呼支援機器等導入促進助成	1者あたり	100,000 円	年度内の申請台数は1事業者あたり1台を上限とする。
			200,000 円 (Gマーク取得事業者)	
9	安全装置等導入促進助成	〃	20,000 円	車両1台につき対象装置ごと
10	ドライバー等安全教育訓練促進助成	1名あたりの受講料について助成		特別研修(2泊3日以上)の研修・・・受講料の7割 ・・・Gマーク取得事業者は受講料全額 一般研修(1泊2日研修)・・・・・・定額1万円
11	中小企業大学短期講座受講促進助成	受講料の3分の1の助成		講座受講料10万円以上のものに限る。
12	経営診断受診促進事業助成	経営診断費の2分の1、8万円 (Gマーク事業者10万円) 経営改善相談、2万円 (Gマーク事業者3万円)		受付期間:令和5年5月1日～令和6年3月1日
13	自家用自動車用燃料供給施設等助成	新設	上限 1,000,000円	公募期間:令和5年8月1日～令和5年10月31日
		増設	上限 300,000円	

※ (公社)大分県トラック協会及び陸災防大分県支部の助成とは異なり、協調補助として別途助成されます。

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和5年9月に実施された活動です。

9月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大分西	中央西	7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	14社	20人	9月21日 9月29日
	大分南	7:30~8:00	大分市 大分南警察署前	5社	5人	9月21日
大分東	大分東	7:30~8:00	大分市 大分東警察署前	9社	9人	9月21日
別 杵	別 府	7:30~8:00	別府市 九州横断道路入口	10社	16人	9月21日
	杵 築	7:30~8:00	国東市 鶴川交差点	16社	48人	9月21日
県 北	中 津	7:45~8:15	中津市 スーパー細川沖代店前 交差点 他	19社	31人	9月21日 9月29日
	宇佐・ 豊後高田	7:45~8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	21社	23人	9月21日 9月29日
西 部	日 田	7:30~8:00	日田市 元町交差点	8社	9人	9月21日
	玖 珠	7:30~8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	14社	15人	9月21日
県 南	豊 肥	7:30~8:00	豊後大野市 清川産業前	2社	3人	9月21日
	臼 津	11:00~11:30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	15社	15人	9月28日
	佐 伯	7:30~8:00	佐伯市 佐伯警察署前	14社	16人	9月21日 9月29日

※9月29日現在、報告受理分のみ掲載

参加：147社、延べ210名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



杵築分会



日田分会



別府分会



玖珠分会



大分南分会



中央西分会



佐伯分会



白津分会

インボイス制度に関する周知等について

(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省からインボイス制度に関する周知等について協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

本年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されること、これまでにお寄せいただいたご質問の内容等を踏まえつつ、事業者の方々の参考になると思われる資料を下記のとおり取りまとめました。

インボイス制度に関連した各種相談体制・支援策等については、制度開始後も引き続き継続する予定となっております。これまで数次にわたり周知の御協力をお願いしてまいりました内容と重複する部分もございますが、インボイス制度の円滑な導入と定着に向け、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその取引先における準備・対応を的確に進めていただく観点から、周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

記

資料1 インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項等

資料2 事業者支援策全体の概要

資料3 各種相談体制・支援策の概要

資料4 令和5年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要

資料5 公正取引委員会の取組

なお、インボイス発行事業者の登録申請を行う場合には、e-Taxを利用することで、問答形式でスムーズに申請書が作成でき、ご自身の登録番号が記載された登録通知も早く受け取ることができますので、ぜひ「e-Taxによる登録申請」をご利用ください。

また、下記は各府省庁におけるホームページの各種相談体制・支援策等に係る資料の掲載先URLとなっておりますので併せてご活用ください。

制度全般や説明会等の情報に関するご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

制度の概要をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります!! (リーフレット)】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【YouTube 国税庁動画チャンネル】

https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

【国税庁 免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日から インボイス制度が始まります!】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

制度の詳細をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁 消費税 インボイス制度に関する改正について】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

制度に関する各種ご相談窓口

【国税庁 インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁 各種支援策のご案内】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_invoice.pdf

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】 ※免税事業者向け

<https://chusho-invoice.jp/>

高速道路利用に係るインボイス対応 (ETCクレジットカード)について

国税庁より、ETCクレジットカードを使用した高速道路利用の利用に係るインボイスの保存方法の対応について示されました。

(概要)

- ETC利用照会サービスでダウンロードした「利用証明書（簡易インボイス）」の保存により仕入税額控除を行うことが基本。
- ただし、高速道路の利用頻度が高く、「利用証明書」のダウンロードが困難なときは、「クレジットカード利用明細書」と高速道路会社等ごとに任意の一取引の「利用証明書」を併せて保存することにより、インボイスの保存があるものとする事ができる。

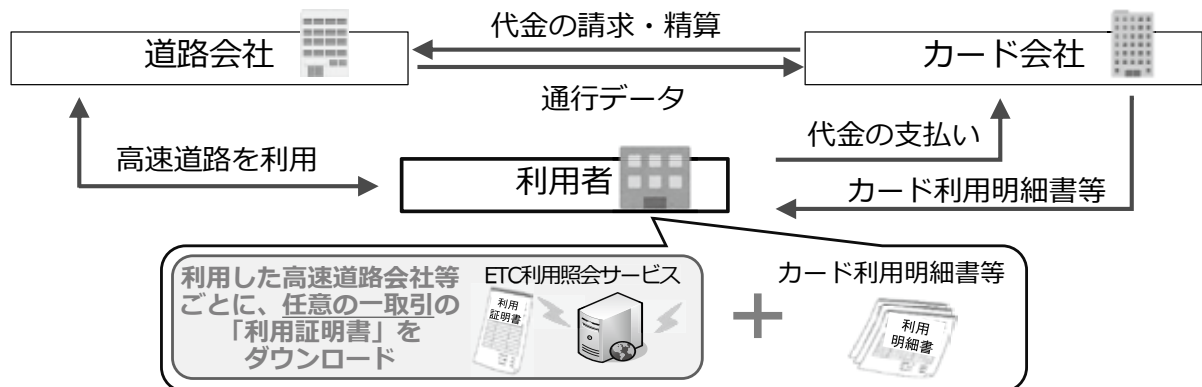
高速道路利用に係るインボイス対応（ETCクレジットカード）

国税庁
作成資料

- ETCクレジットカード(≠ETCコーポレートカード)を使用した高速道路利用に関しては、すべての取引について、ETC利用照会サービスでダウンロードした「利用証明書(簡易インボイス)」の保存により仕入税額控除を行うことが基本。
- クレジットカード会社から受領する「クレジットカード利用明細書」は、通常、売手の交付する書類ではなく、取引内容等の記載もないため、一般的に、インボイスには該当しないが、高速道路の利用頻度が高く、「利用証明書」のダウンロードが困難なときは、「クレジットカード利用明細書」(個々の高速道路利用に係る内容が判明するものに限る。また、取引日や取引内容、取引金額が分かる利用明細データ等を含む。)と、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引の「利用証明書」を併せて保存することにより、インボイスの保存があるものとする事ができる。

※ 道路代金に、消費税の課税対象外取引（例：空港連絡橋利用税として支払う関西国際空港と内陸部を結ぶ連絡橋の通行料金）が含まれる場合には、その取引は仕入税額控除の対象外となる。

※ 「利用証明書」については、クレジットカード利用明細書の受領ごとに（毎月）取得・保存する必要はなく、高速道路会社等がインボイス発行事業者の登録を取りやめないことを前提に、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引に係る利用証明書を令和5年10月1日以後、一回のみ取得・保存することで差し支えない。また、例えば、A高速道路会社からB高速道路会社を経由してC高速道路会社の料金所で降りた際、C高速道路会社がまとめて利用証明書を発行している場合には、C高速道路会社の利用証明書を保存することになる。



▶ 県南支部佐伯分会が佐伯警察署に交通安全グッズを寄贈 ▶

大分県トラック協会県南支部佐伯分会（後藤信雄分会長）は9月21日に後藤信雄分会長と佐賀良育広理事の2名が佐伯警察署（染矢憲康署長）を訪れ、染矢署長に交通安全グッズを寄贈した。

グッズは、交通安全用の光を反射するタスキ400本とストラップ300個で、事故防止を呼びかける街頭啓発活動などの際に署員が配布する予定。

後藤分会長は「少しでも交通事故を減らすため、歩行者らに身に付けてほしい」と話すと、染矢署長は「交通安全運動に役立ってます」と礼を述べた。



交通安全グッズの贈呈式



前列左から、門柳哲也副署長、染矢憲康署長
後藤信雄分会長、佐賀良育広理事

▶ 県南支部臼津分会が臼杵津久見警察署に交通安全グッズを寄贈 ▶

大分県トラック協会県南支部臼津分会（中野健造分会長）は、9月21日に中野健造分会長ら5名が臼杵津久見警察署（石角和久署長）を訪れ、石角署長に交通安全グッズを寄贈した。

グッズは、反射タスキ150本やリフレクター100個、自転車のスポーク用リフレクター50個、交通スローガン入りタオルのタオル100本など計400点。

中野分会長は「地域一帯で交通安全への意識を高め、事故のない安心安全なまちを作りたい」と述べた。



前列左から、出口博隆理事、中野健造分会長、伊東忠文副分会長、三重野太理事
後列左から、石角和久署長、大野貴照理事、三宮隆秀副署長

「働きやすい職場認証制度」の周知 及び働きかけについて（お願い）

自動車運送事業が（トラック・バス・タクシー事業）のための「働きやすい職場認証制度」につきましては、令和2年度に制度を創設し、周知に多大なご尽力を頂いた結果、9月13日時点で3,558社（バス：293社、タクシー：867社、トラック：2,398社）が認証されているところです。

令和5年7月18日より受付を行っておりました「一つ星」新規・継続申請、「二つ星」新規申請について、申請を検討されている事業者の皆様のご要望を踏まえ、10月10日まで申請期間を延長することとなりました。また9月19日からは「二つ星」についても新規の申請が開始されております。

現在の業種別・都道府県別の申請状況ですが、今年度に更新時期を迎える2021年度認証事業者の更新や、新規の申請が期待されております。つきましては、制度の円滑な浸透及び幅広い普及を図り、職場環境改善を推進する観点から、以下のとおり、本制度の更なる周知及び参加・申請の働きかけを頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

<2023年度 申請スケジュール>

○「一つ星」新規・継続申請、「二つ星」新規申請

2023年7月18日～2023年9月15日（※当初申請期間）

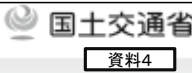
2023年9月16日～2023年10月10日（※延長期間）

○「二つ星」新規申請

2023年9月19日～2023年10月16日

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)



- 評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」。
- 求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取組を促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。
- 認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」「二つ星」に加えて令和5年度から新たに「三つ星」の申請を受け付ける。

1. 認証の審査要件

➢ A:法令遵守等、B:労働時間・休日、C:心身の健康、D:安心・安定、E:多様な人材の確保・育成、F:自主性・先進性等の6分野についての取組要件を満たしていること。
※ Fは「二つ星」「三つ星」のみ。「一つ星」では参考点として点数化。
※ 「三つ星」においては、B、C、Eについて認証項目を追加。

➢ 「三つ星」においては、A～Fの認証項目に加え、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などの記載欄を設け、事業者の改善に向けたPDCAが適切に回っているかについても審査。

3. 認証事業者数

令和5年9月12日現在

トラック事業者	2,398社(一つ星1,549社、二つ星 849社)
バス(貸切・乗合)事業者	293社(一つ星 165社、二つ星 128社)
タクシー事業者	867社(一つ星 551社、二つ星 316社)
合計	3,558社(一つ星2,265社、二つ星1,293社)

2. 申請方法

➢ 認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。

※ 審査料：55,000円*+3,300円×営業所数(本社除く)
(*：インターネットによる電子申請の場合、33,000円に割引。
電子申請による「一つ星」の継続申請の場合、16,500円に割引。)

※ 登録料：66,000円+5,500円×営業所数(本社除く)
※ 料金は全て税込。
※ 「三つ星」の審査料・登録料については、制度HP(<https://www.untenshahokuba.jp/>)をご参照ください。

4. スケジュール

➢ 「一つ星」新規・継続/「二つ星」新規
受付期間：令和5年7月18日～10月10日(※延長中)
認証事業者の公表：令和6年2月以降順次

➢ 「三つ星」新規
受付期間：令和5年9月19日～10月16日
認証事業者の公表：令和6年3月以降順次

5. 認証取得によるインセンティブ

➢ 厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。

➢ 求人エージェント等の認定推進機関の協力を得て、「求人サイトに認証事業者の特集ページの掲載」、「設備改修工事の料金割引」等も実施中。

➢ 令和4年度第2次補正予算による補助金における認証事業者の優遇等も実施。また、「二つ星」「三つ星」の認証事業者のうち対面での審査を行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査の対象から除外することができる規定の整備も実施予定。

認証マーク



令和5年秋季全国火災予防運動の実施について

国土交通省を通じ、消防庁から秋季全国火災予防運動に対する協力について依頼がありましたので、お知らせいたします。

毎年消防庁が実施しております「秋季全国火災予防運動」について、本年度は令和5年11月9日から15日において実施することといたしました。

つきましては、火災予防体制の一層の充実を図るため、貴職におかれましても本運動に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、併せまして貴職関係機関の御協力についてもお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本運動につはましましては、消防庁長官から各都道府県知事等に対して、協力を依頼するとともに、都道府県内の市町村へ周知されるよう通知してありますことを申し添えます。

令和5年秋季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2023年度全国統一防火標語）

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

3 実施期間

令和5年11月9日(木)から11月15日(水)までの7日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

5 重点目標の取組みに当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

(※下線は今季新たに追加した項目)

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
 - イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
 - ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

●行政だより

- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した効果的な広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者に重点を置いた共助の推進
- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
 - ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
 - イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - ウ 防火管理体制と適切な維持管理の推進
 - エ 消防用設備等の維持管理の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
 - ア 充電式電池に関する注意喚起
 - イ ガストーチバーナーに関する注意喚起
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - イ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - ウ 照明器具の取扱いに係る指導

6 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
 - イ 女性防火クラブ及び自主防災組織等の整備充実
 - ウ 在留外国人に対する火災予防広報の実施
- (2) 大規模産業施設の安全確保
 - ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
 - エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

7 周知広報活動等の実施

火災予防運動の周知広報活動等の実施に当たっては、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的であると考えられる。なお、住宅防火対策の推進に当たっては、別紙「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を活用されたい。

- (1) 消防庁の実施事項
 - ア 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動の周知
 - イ 各種メディアや広報媒体を通じた広報
- (2) 都道府県が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項
 - ア 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
 - イ 各種メディアや自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報
- (3) 市町村が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項
 - ア 関係部局・関係団体への協力依頼
 - イ 自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報
 - ウ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等の各団体や福祉関係団体等との連携
 - エ 各種消防訓練、住宅防火診断（訪問診断）、催し物等の実施

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

【4つの習慣】

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

【6つの対策】

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消化器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

サーマルカメラを使用する場合の 個人情報保護法上の留意点について

標記について、個人情報保護委員会事務局参事官から下記のとおり通知がありましたので、この趣旨をご理解のうえ貴傘下会員に対し、周知方よろしくお願いいたします。

サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について

今般、個人情報保護委員会は、新型コロナウイルス感染症対策における検温のために広く使用されているサーマルカメラ（赤外線を検知して温度を計測するカメラ）を使用する事業者等に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）上の留意点について、注意喚起を行いました。

これは、事業者向けの注意喚起ですが、庁舎や公共施設等においてサーマルカメラを使用する各府省においても、サーマルカメラにより特定の個人を識別でき「個人情報」（法第2条第1項）に該当する顔画像を取得等している場合、法の規制が適用されるところ、サーマルカメラにより取得等している個人情報に該当する顔画像の適正な取扱いについて、引き続き御対応をいただくようお願いするとともに、所管する独立行政法人等に対しても周知いただくようお願いいたします。

また、注意喚起文書につきましては、関係団体等に対しても周知いただくようお願いいたします。
※注意喚起文書は下記のHPアドレスよりご参照ください。

（参考）

サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について（注意喚起）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230913_alert_thermalCamera_user.pdf

国税だより

◎年末調整手続の電子化に向けた取組

年末調整の際に従業員が作成して勤務先に提出する「保険料控除申告書」などの書類については、従業員から電子データにより提出を受けることが可能であり、これらの書類に添付していた保険会社等から送付されている「控除証明書等」についても電子化が進んでいます。

なお、税務当局では、控除証明書等データを利用して簡単に保険料控除申告書などの電子データを作成することができる「年末調整申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」を提供していますので是非ご利用ください。

【年末調整手続の電子化のメリット】

（給与の支払者のメリット）

- ① 保険料控除や配偶者(特別)控除の控除額の検算が不要
- ② 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）
- ③ 年末調整関係書類の配付や保管コストの削減

（従業員のメリット）

- ① 控除証明書等の内容の転記・手計算が不要
- ② 各申告書の基本項目の入力は一度で可

よって、給与等の支払者が年末調整手続の電子化を行う際の要件であった税務署長の承認については、令和3年4月以降不要となっております。

年末調整に関する疑問は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>又は国税庁 検索）をご覧ください。か、税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

「税務職員ふたば」は、お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

◇パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>）

◎ご存知ですか「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深い関わりを持っている税について、その意義（必要性）及び役割（使途）を分かりやすく説明することにより、国民の皆様の税に対する理解をより深めていただくために設けています。

今年のテーマは、「これからの社会に向かって」です。

なお、「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。是非ご覧ください。

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

大分産業機械技能教習所だより

【令和5年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	11月	12月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科（学科・実技）	5日	25H	99,000	4,565	20日～22日と 27日～28日	
		実技のみ	4日	9H	90,200		20日～22日と 27日	
技 能 講 習	車両系建設機械 整地・運搬等 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,430	6日～8日 27日～29日	11日～13日
		全科（学科・実技）	6日	38H	93,500	1,430	10日と 13日～17日	1日と 4日～8日 15日と 18日～22日
		車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者	1日	5H	16,500	1,606	9日 30日	14日 25日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系（整地等） 技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,606		26日～27日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,914	6日～7日 20日～21日	4日～5日 19日～20日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,914	6日～8日 20日～22日	4日～6日 19日～21日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,914		
	小型移動式 クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上クレーン技能講習 クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	7日～9日 20日～22日	5日～7日 20日～22日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,370		
	玉掛 登録第41号	小ク・床上クレーン技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	15日～17日 29日～12/1日	13日～15日
		免除なし	3日	19H	24,200	1,650		
	フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	6日と10日	7日と13日
大型・中型・普通運転 免許所持者		4日	31H	29,700	1,650	1班	6日～9日 13日～16日	7日～8日と 11日～12日 22日と 25日～27日
						2班		7日と 13日～15日
						土・日		2日～3日と 9日～10日
普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650		6日～8日と 11日～12日		
ショベル ローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が一定の人数に 達した時点で実施を検討し ます。		
	大型・中型・普通運転 免許所持者	5日	31H	31,900	1,870			
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)		2日	13H	12,100	1,705	13日～14日 27日～28日	4日～5日 18日～19日
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	12,100	1,370		
	ローラー(制限なし)		2日	10H	12,100	1,397		
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	12,100	1,650		18日～19日
	職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	12,100	1,650	27日～28日	11日～12日
	熱中症予防労働衛生教育		1日	3.5H	4,400	1,430		

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様
技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）
（大分労働局 大分助成金センター）

1. 中小事業主であること。
2. 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
3. 受講者が被保険者であること。
4. 労働保険料を滞納していないこと。

（問い合わせ先）

一社団法人 大分産業機械技能教習所

☎ (097) 554-2246 FAX (097) 554-2248
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

陸災防だより

令和5年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。
(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名) 1月22日(月)・23日(火)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号
(2024年3月30日まで有効)
- ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) 終了しました
- ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) 終了しました
- ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) 終了しました

【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部**

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講申込書(修了証台帳)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受講年 月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番号	第 号
			年月日	令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現住所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 ㊞

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	㊞

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 /	受講料	テキスト代	合計	円



お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和5年度 土曜開業日カレンダー ◇

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

(注:各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております)

独立行政法人 自動車事故対策機構
大 分 支 所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階
☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156
<http://www.nasva.go.jp>

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

中退共
CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に
支払われます。

お近くの金融機関等の
窓口でお申込みください。

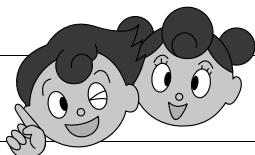
パートタイマーさんも
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

人材の定着に。

従業員の意欲の向上にもつながります。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

大分県 最低賃金

令和5年
10月6日から
時間額

899 円

前年比
45円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度



最低賃金に関する
お問い合わせは
大分労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



大分労働局



賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ



中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を 保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？ | 確認したい賃金を時間額にして、 最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)				

(*1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
 ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
 (*2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
 - 2 引上げ後の賃金額の支払い
 - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
 - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R5.9)

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
16	大分海陸運送(株) 二ノ井 清重	渡邊 克彦	代表者の変更
39	合谷運輸(有) FAX 0973-72-0076	FAX 0973-77-2009	FAX 番号の変更
42	功明工業	(同) 功明工業	譲渡譲受
46	ヤマト運輸(株)佐伯営業所 佐伯市中の島2丁目5661-1	ヤマト運輸(株)佐伯上岡営業所 佐伯市上岡1472-1	名称の変更 住所の変更
48		(株)セルモ佐伯営業所 岩谷 哲夫 佐伯市船頭町215番地17 TEL 0972-20-4949 FAX 0972-22-4499	営業所の新設 県南支部

燃 料 情 報

令和5年8月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	161.0	126.5	138.1
ローリー平均	136.6	120.5	126.8
カード平均	153.4	126.4	134.4

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	6	22.2
出 光	5	18.5
昭 和 シ ェ ル	1	3.7
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	1	2.7
コ ス モ	7	25.9
そ の 他	7	25.9
合 計	27	100.0

区分	月	22年	10	11	12	23年	2	3	4	5	6	7	8
		9				1							
スタンド 平 均	大 分	128.4	123.9	122.3	125.0	124.7	123.2	123.3	124.2	124.5	126.8	130.3	138.1
	全 国	120.0	119.9	120.2	120.7	120.4	119.5	120.8	119.5	119.8	122.3	125.9	132.8
ローリー 平 均	大 分	111.3	112.3	111.1	111.3	111.0	110.1	110.9	111.7	111.5	114.7	117.5	126.8
	全 国	110.6	110.1	109.4	110.1	110.2	109.0	110.2	110.5	109.5	112.9	116.6	124.1
カード 平 均	大 分	121.2	120.3	118.2	118.8	118.8	118.4	119.7	119.6	115.2	122.2	126.3	134.4
	全 国	120.1	119.3	120.0	119.5	119.6	118.4	119.2	119.2	119.0	121.6	126.1	133.0

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和5年7月)

令和5年9月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和5年8月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	132.94	124.99	135.51

令和5年8月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	137.12	124.57	137.99
出光昭和シェル	132.62	125.42	134.94
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	132.50	122.20	140.10
その他	128.08	125.49	133.68

令和5年8月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	133.89	124.67	136.47
30～50キロリットル未満	124.90	127.44	126.43
50～100キロリットル未満	124.53	124.77	
100キロリットル以上	126.40	124.11	133.04

令和5年8月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	133.76	126.01	129.13
30～60日未満	132.32	124.93	136.00
60日以上	134.21	124.44	

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和5年4月	121.87	111.79	120.07
令和5年5月	120.46	110.41	120.61
令和5年6月	122.46	114.22	124.41
令和5年7月	127.42	117.51	128.71
令和5年8月	132.94	124.99	135.51

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（10月16日～11月15日）

日	曜	行 事
16	月	「標準的な運賃」「燃料サーチャージ」活用セミナー（13:00 大分県教育会館ホール）
17	火	適正化事業連絡会議「幹事会」（16:00 大分運輸支局）、宇佐市観光振興大会（ラッピングトラック出発式 15:00 宇佐文化会館ウサノピア小ホール） 陸災防 はい作業主任者技能講習（9:00 大会議室）
18	水	陸災防 はい作業主任者技能講習（9:00 大会議室）
19	木	九州・中国・四国ブロック各県専務理事業務連絡会議（15:00 ホテルパールガーデン（香川県）） 全国道路利用者会議 第73回全国大会（10:00 ホクト文化ホール（長野県））
20	金	
21	土	第55回全国トラックドライバーコンテスト（自動車安全運転センター（茨城県））
22	日	第55回全国トラックドライバーコンテスト（自動車安全運転センター（茨城県））
23	月	第55回全国トラックドライバーコンテスト 表彰式（東京第一ホテル） 安全性優良事業所認定制度 表彰式（14:00 大分運輸支局）
24	火	正・副会長会（10:00 役員室）、第4回臨時理事会（13:00 中会議室）
25	水	青年部 全体会議（15:00 アートホテル大分）、青年部 勉強会（16:00 アートホテル大分） 衛生管理者等講習会（13:30 大会議室）
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	
11/1	水	第45回九州地区物流政策懇談会（16:00 八仙閣本店（福岡県）） 過積載絶滅運動オープニングセレモニー（大分運輸支局）
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	安心安全の道づくりを求める全国大会（13:30（東京）） 令和5年度 適正化事業指導員全国研修「特別研修」（13:00（一社）愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター）（1日目）
9	木	令和5年度 適正化事業指導員全国研修「特別研修」（（一社）愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター）（2日目） チャリティゴルフコンペ（東急ゴルフクラブ） 陸災防全国大会（13:00 リンクステーションホテル（青森県））
10	金	
11	土	
12	日	令和5年度 大分県総合防災訓練（佐伯市、津久見市）（9:00 佐伯市、津久見市） トラック事故根絶安全大会（13:30 コンパルホール）、表彰式（13:30 コンパルホール）
13	月	令和5年度 九ト協 第3回専務理事業務連絡会（14:00 オリエンタルホテル福岡博多ステーション） 令和5年度 九ト協 第2回理事会（15:00 オリエンタルホテル福岡博多ステーション）
14	火	令和5年度運行管理者等一般講習（10:00 大分県教育会館）
15	水	令和5年度運行管理者等一般講習（10:00 大分県教育会館）

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価 (円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1冊	176	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,595	
11	点検整備記録簿	1冊	396	
12	車輛管理台帳	1冊	286	
13	運転者台帳	50枚	660	
14	運転者台帳ファイル	1冊	990	
15	運行管理者届	1枚	77	
16	整備管理者届	1枚	77	
17	運行管理規程	1冊	264	
18	整備管理規程	1冊	198	
19	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
20	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
22	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
23	運送約款 (掲示用)	1枚	132	
24	運送約款 (冊子)	1冊	198	
25	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	627	
26	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	
ご住所 (〒 -)			お電話 () -	
貴社名			担当者名	

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。
 ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

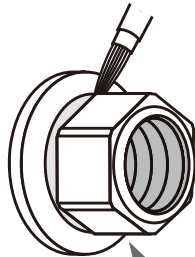
※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について ISO方式

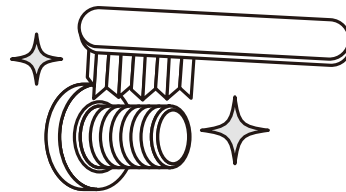
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

防ごう

大型車の

車輪脱落事故



危ない!



おと

おとさぬための 点検整備

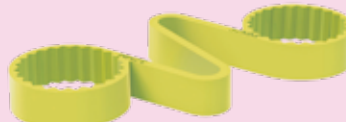
事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

動画をチェック!

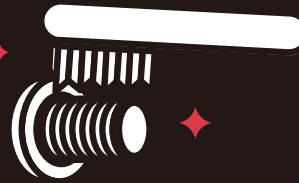
正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケーターの使用方法をご案内しています。



さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

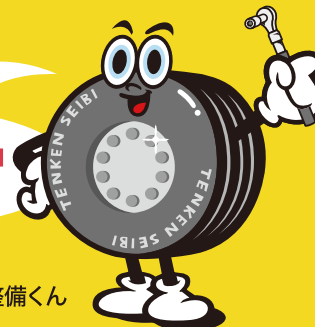


い

いちにち一度は 緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見手で触って点検します。

「おとさ・ない」
を徹底しよう!



Mr. 整備くん

